

明神小学校いじめ防止基本方針（令和4年4月改定）概要版

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）



2 本校のいじめ防止に係る基本理念

- (1) すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするとともに、いじめの早期発見に努める。
- (2) すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響や他のいじめの問題に関する児童の理解を深める。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが重要であり、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に銚子市教育委員会、地域住民、家庭、その他関係機関との連携を図る。
- (4) いじめを未然に防ぐための取組や早期発見するための工夫や考え方、いじめの早期対応等に関して計画的に研修を行い、教職員の資質向上を図る。



3 いじめ解消の定義

「いじめ解消」とは、(加害)行為がやんでいる状態が3カ月継続し、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認していることをいう。（文部科学省）



II いじめ防止対策組織

(いじめ防止委員会の設置)

いじめ防止対策委員会を中心に、長欠対策委員会や教育支援委員会と密に連携を図り、定期的にいじめや問題行動の状況、長欠の状況、特別支援に関する情報、教育相談からの情報、生徒指導上の問題等について情報共有し、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に努める。

構成員

校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、長欠対策担当、生徒指導担当、養護教諭、当該学年主任、（スクールカウンセラー） ※必要に応じて、外部の専門機関の関係者も加える等柔軟に組織する。

III 具体的な取組

1 いじめの未然防止

- (1) 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を展開する。
- (2) 道徳科の授業を通し、「いじめは、人間として絶対に許されない」という認識を強くもてるようにする。
- (3) 千葉県教育委員会による「豊かな人間関係づくり、実践プログラム（ピアサポート）」による授業を実施し、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成を図る。
- (4) 異学年交流や福祉活動等を通して、他者を思いやる心情を養う。
- (5) 「命を大切にできるキャンペーン」や「いじめ撲滅キャンペーン」を実施し、いじめ防止への意識を高める。
- (6) 教職員の不適切な言動が、いじめを助長することがあることを自覚し取り組む。
- (7) 「ネット教室」を、外部から講師を招いて児童・保護者を対象に実施し、「ネットいじめ防止」の意識を高める。
- (8) 生徒指導部会を月2回行い、全校児童の現状把握と情報共有を行う

2 いじめの早期発見

- (1) 毎月一回、生徒指導アンケートを実施
- (2) 教育相談週間を年2回設定（6月、11月）
- (3) 「悩み相談箱」、悩みごと相談窓口の周知
- (4) 関係機関の相談窓口開設の周知

3 いじめへの早期対応

- (1) 管理職へ報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめが確認された場合は、「いじめ防止対策委員会」を適宜開催し、早急に対応を協議する。
- (3) 加害児童へ、自らの行為を反省させ、謝罪させ再発防止を図るとともに、保護者へ事実を連絡する。
- (4) いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせるとともに児童に対する指導とその保護者に助言を行う。
- (5) 被害児童が、安心して教育を受けられるような措置を講じる。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。
- (7) 周囲で囁きたり、傍観したりして暗黙の了解を与えている児童へも「いじめは、人間として絶対に許されない」ということを繰り返し指導する。

4 校内研修

- (1) いじめ防止基本方針の共通理解 (2) 『いじめ防止指導資料集』等を活用 (3) 銚子市学校警察連絡協議会研修会への参加と研修内容の活用 (4) いじめ防止対策・児童生徒の自殺予防対策研修会等への参加と研修内容の活用 (5) 『いじめ対策に係る事例集』（文科省）の活用

5 保護者や地域社会との連携

- (1) いじめ防止基本方針の本文及び概要版を学校だより、学校ホームページ等で公表
- (2) 家庭や地域社会、児童民生委員連絡協議会、警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有
- (3) 親師会（PTA）や地域の関係団体とともに、いじめ根絶に向けた、地域ぐるみの対策の推進

6 いじめによる重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
- (2) 重大事態発生の場合は「学校いじめ調査委員会」を招集する。メンバーに学校評議員を加えて構成する。
- (3) 重大事態は、銚子市教育委員会の指導のもと事実関係を明確にする。その結果は市教育委員会に報告し、被害児童及びその保護者に情報提供する。犯罪行為は、所轄警察署に通報し援助を受ける。

7 児童の自殺予防

- (1) 児童の自殺予防等においても組織的に対応し、児童の見守りを強化する。
- (2) 『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』等を資料として、児童の自殺予防のための研修を別途行う。
- (3) 『自分を大切にしよう』の活用による「SOSの出し方教育」を充実させる。

8 本方針の公表及び点検、評価

- (1) いじめ防止基本方針について保護者会、ミニ集会、学校評議員会等の機会に公表する。
- (2) いじめ問題の取組について、点検、評価し、必要に応じて本方針を見直し改訂する。